

計算書類に対する注記

社会福祉法人 ひまわり福祉会

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっている。
無形固定資産 定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金 香川県民間福祉施設等従事職員共済制度契約者掛金累計額による。

4. 法人で採用する退職給付制度

一般財団法人香川県民間福祉施設振興財団 民間社会福祉施設等従事職員共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア ひまわりの家拠点（社会福祉事業）

「本部」
「生活介護事業」
「就労継続支援B型事業」
「日中一時支援事業」
「児童発達支援事業」
「放課後等デイサービス事業」
「障害児等療養支援事業」
「一般相談支援事業」
「特定相談支援事業」
「障害児相談支援事業」
「生計困難者に対する相談支援事業」

イ グループホームソレイユ拠点（社会福祉事業）

「共同生活援助事業」
「短期入所事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	26,412,795	0	4,722,783	21,690,012
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	27,412,795	0	4,722,783	22,690,012

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金 2,139,656円を取崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	88,384,441	66,694,429	21,690,012
建物	5,846,679	4,031,383	1,815,296
構築物	968,761	844,575	124,186
機械及び装置	6,420,000	3,044,676	3,375,324
車輛運搬具	11,060,610	10,521,773	538,837
器具及び備品	15,388,287	13,696,721	1,691,566
ソフトウェア	205,200	41,040	164,160
合 計	128,273,978	98,874,597	29,399,381

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。

計算書類に対する注記

ひまわりの家拠点区分用

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定額法によっている。
- 無形固定資産 定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金 香川県民間福祉施設等従事職員共済制度契約者掛金累計額による。

3. 採用する退職給付制度

一般財団法人香川県民間福祉施設振興財団 民間社会福祉施設等従事職員共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) ひまわりの家拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))

- ア 本部
- イ 生活介護事業
- ウ 就労継続支援B型事業
- エ 日中一時支援事業
- オ 児童発達支援事業
- カ 放課後等デイサービス事業
- キ 障害児等療養支援事業
- ク 一般相談支援事業
- ケ 特定相談支援事業
- コ 障害者等相談支援事業
- サ 障害児相談支援事業
- シ 生計困難者に対する相談支援事業

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))

- ア 本部
- イ 生活介護事業
- ウ 就労継続支援B型事業
- エ 日中一時支援事業
- オ 児童発達支援事業
- カ 放課後等デイサービス事業
- キ 障害児等療養支援事業
- ク 一般相談支援事業

- ケ 特定相談支援事業
- コ 障害者等相談支援事業
- サ 障害児相談支援事業
- シ 生計困難者に対する相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	26,412,795	0	4,722,783	21,690,012
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	27,412,795	0	4,722,783	22,690,012

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金 2,139,656円を取崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	88,384,441	66,694,429	21,690,012
建物	5,846,679	4,031,383	1,815,296
構築物	968,761	844,575	124,186
機械及び装置	6,420,000	3,044,676	3,375,324
車輛運搬具	11,060,610	10,521,773	538,837
器具及び備品	14,506,796	13,038,773	1,468,023
ソフトウェア	205,200	41,040	164,160
合 計	127,392,487	98,216,649	29,175,838

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。

計算書類に対する注記

グループホームソレイユ拠点区分用

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定額法によっている。
無形固定資産 定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金 香川県民間福祉施設等従事職員共済制度契約者掛金累計額による。

3. 採用する退職給付制度

一般財団法人香川県民間福祉施設振興財団 民間社会福祉施設等従事職員共済制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) グループホームソレイユ拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))
ア 共同生活援助事業
イ 短期入所事業
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))
ア 共同生活援助事業
イ 短期入所事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし。

7. 担保に供している資産

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	881,491	657,948	223,543
合 計	881,491	657,948	223,543

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。